

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

社協 ガイド

飯能市社会福祉協議会本部事務局

〒357-0021 飯能市大字双柳 371 番地 13(飯能市総合福祉センター内)

TEL 042-973-0022 / FAX 042-973-8941

Eメール seikatsu@hannosyakyo.or.jp

tiikifukusi@hannosyakyo.or.jp

※この社協ガイドは、赤い羽根共同募金配分金を使って作成されています。

※令和2年6月発行

ホームページ <http://hannosyakyo.or.jp/>



《はじめに》	2 ページ
◆飯能市社会福祉協議会とは	
《1. 地域の支援》	3 ページ
◆各地区の地域福祉推進組織	◆地域福祉推進組織への支援
◆コミュニティソーシャルワーカーによる支援	
◆ふくしの森サポーター制度	◆ふくしの森圏域(13 圏域)
◆地域の居場所づくりの取り組み	
《2. 生活の支援》	10 ページ
◆低所得世帯生計援助資金	◆生活福祉資金
◆歳末たすけあい義援金配分	◆市民よろず相談
◆火災見舞い	◆福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～
◆法人後見事業	◆成年後見支援センター
《3. ボランティアの支援》	13 ページ
◆飯能市ボランティアセンター	◆飯能市のボランティア活動
《4. 子育ての支援》	16 ページ
◆一時保育サービス	◆ひとり親家庭日帰り旅行
《5. 障害者・高齢者の支援》	17 ページ
◆福祉移送サービス	◆ふれあい昼食会サービス
◆ヘアカットサービス	
《6. 補助金》	19 ページ
◆地域福祉活動等推進事業費	◆サロン活動を始めたい方へ
《7. 募金》	20 ページ
◆埼玉県共同募金会飯能市支会の役割	
◆赤い羽根共同募金	◆歳末たすけあい募金
◆災害募金	
◆飯能市社会福祉協議会への寄付	

◆飯能市社会福祉協議会とは

飯能市社会福祉協議会(飯能市社協)は地域の一員として、市民の皆さんと一緒に誰もが安心して暮らすことができるふくしのまちづくりを進めています。

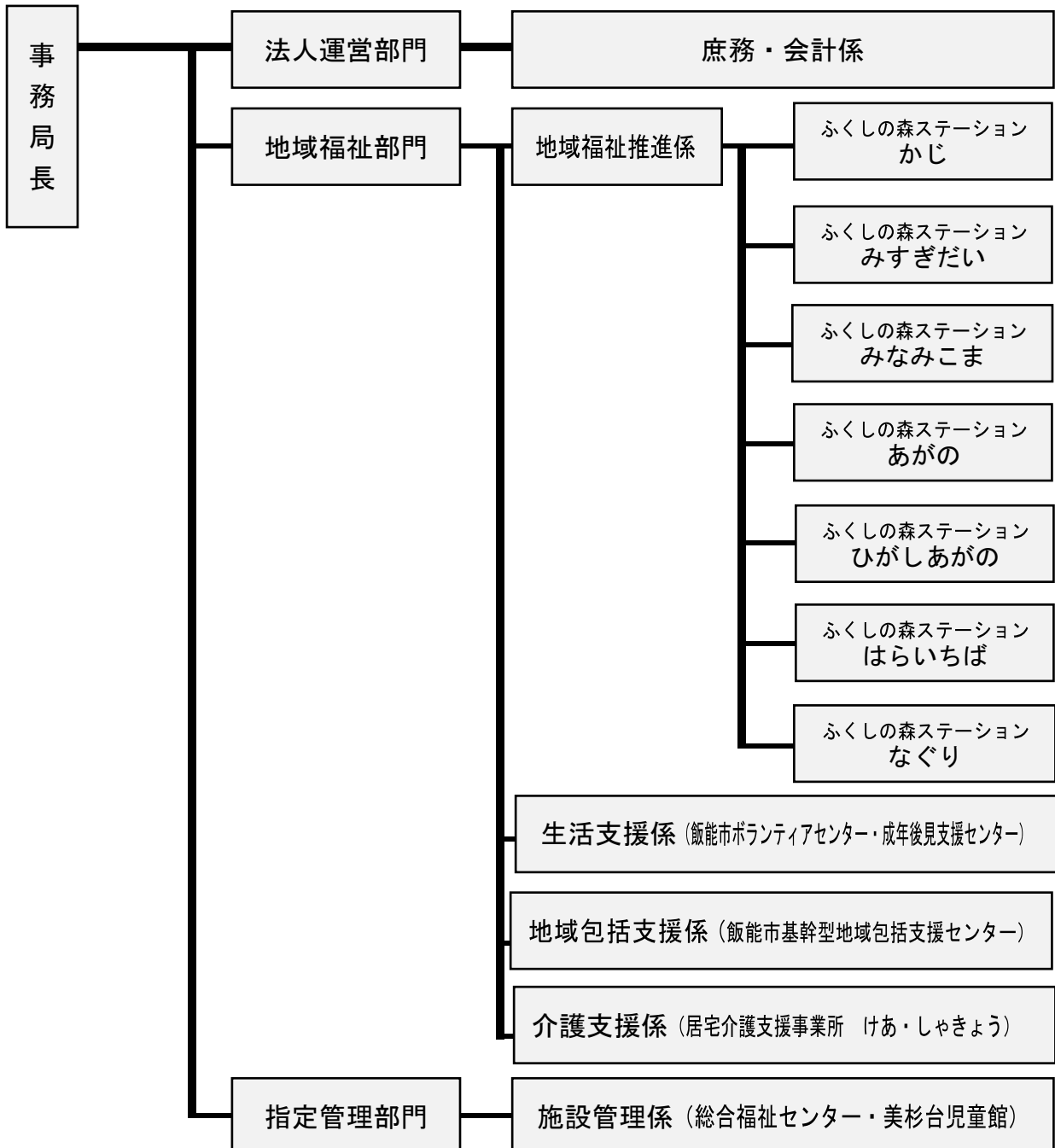
地域の皆さんやボランティア、企業団体、福祉・保健などの関係者、行政機関と協力しながら共に考え、実行していく非営利の民間団体です。

民間組織としての「自主性」と多くの方々に支えられている「公共性」の2つの性質を持っています。

社会福祉法第109条に基づき、全国・各都道府県・各市町村に1つずつ設置されています。飯能市社協は、昭和55年1月に社会福祉法人の認可を受けました。

現在は、「第3次はんのうふくしの森プラン」(計画期間:令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)に則り、“たすけあうまちを市民と創るしあわせコーディネーター”を法人スローガンに様々な事業を行っています。

●飯能市社協事務局の組織図



1. 地域の支援

◆各地区の地域福祉推進組織

各地域福祉推進組織では、地域住民が主体となって、地域の実情にあった特色のある支えあい活動を展開しています。

地区	地域福祉推進組織	設立年月日
原市場地区	原市場地区社会福祉協議会	平成 15 年 3 月
名栗地区	なぐり広場	平成 21 年 11 月
加治東地区	加治東ふれあい広場	平成 23 年 3 月
吾野地区	たすけあいあがの	平成 23 年 6 月
東吾野地区	ふくしの森・東吾野	平成 25 年 3 月
南高麗地区	ささえあい南高麗	平成 26 年 3 月
美杉台地区	あさひやまライフネット	平成 30 年 3 月

◆地域福祉推進組織への支援

飯能市社協は、市民自らが地域の生活課題に気づき、その解決のために地域の様々な団体、個人がそれぞれの力を持ち寄り、ともに考え、行動を起こしていく地域福祉推進組織の設立を推進し、また地域福祉推進組織と、「ふくしの地域づくりパートナーシップ協定」を締結し、この協定に基づき、財政的支援、技術的支援、情報提供を行っています。

< 本会による地域福祉推進組織への支援内容 >

○財政的支援

◆一般会費還元による補助金

各地区の自治会加入世帯からいただく社協一般会費の 20%(下限 50,000 円)を、地域福祉推進組織の運営費、活動費の一部として補助します。

◆赤い羽根共同募金定額補助金

赤い羽根共同募金配分金から定額 50,000 円を、地域福祉推進組織の運営費、活動費の一部として補助します。

◆はんのう ふくしの森プラン推進活動費補助金

地域福祉推進組織が「はんのう ふくしの森プラン」を推進する活動に対して 300,000 円を上限に補助します。

◆食事サービス補助金

地域福祉推進組織が取り組む食事サービスの活動に対し、基準に合わせた補助を行います。

◆移動交通サービス補助金

地域福祉推進組織が取り組む移動交通サービスの活動に対して 150,000 円を上限に補助します。

○技術的支援

地域福祉推進組織に対して、関係機関との連絡調整や活動実施に関するノウハウの提供などを行います。

○情報提供

他の地域福祉推進組織の活動状況や先進的な取り組み等の情報などを提供します。

◆コミュニティソーシャルワーカーによる支援

コミュニティソーシャルワーカーは、市内7か所に設置したふくしの森ステーション(5ページを参照)を拠点として活動しています。

コミュニティソーシャルワーカーは、身近な地域において主に次の2つの役割を担います。

◆くらしのなんでも相談員【個別支援】

地域の身近な「くらしのなんでも相談員」として相談に応じるとともに、必要な方にはお宅などへ出向いてお話を伺います。また、解決が難しい困りごとについては、様々な専門相談機関や地域の方々とのネットワークのもと生活課題の早期解決へと結びつけ、地域の暮らしを支援します。

◆地域支え合い活動の伴走者【地域支援】

各地域では、居場所づくりや生活の支え合いなど、地域福祉推進組織やボランティア団体などによって様々な活動が行われています。

コミュニティソーシャルワーカーは、このような地域での支え合いの活動が継続し、さらに活発になるよう、活動されているみなさんの「伴走者」となり、ネットワークづくりを行いながら、悩みごとに寄り添い、アイデアを出し合うなど誰もが安心して暮らせる地域をつくりまします。

◆ふくしの森サポーター制度

「はんのうふくしの森プラン」を知り、地域で支え合う意識を持って地域活動福祉活動を展開していく「ふくしの森サポーター」及び「ふくしの森リーダー」の活動を支援するとともに、学びと交流の機会を提供します。

①「ふくしの森サポーター」

はんのうふくしの森プランを知り、地域活動に参加する方

②「ふくしの森リーダー」

コミュニティソーシャルワーカーと協働して、既存の地域福祉活動の継続、拡大または新たな活動の開発等に中心的に取り組む方

※ふくしの森リーダーとして活動したい方向けに、「はんのうふくしの森みらいカレッジ(ふくしの森リーダー養成研修)」を開催します。

◆ふくしの森圏域(13圏域)



ふくしの森ステーション一覧

名称	対象圏域	開室日	連絡先
ふくしの森ステーション かじ (加治東地区行政センター内)	加治 加治東	毎週(火)～(木) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2423 FAX 050-3156-2236 station-kaji@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション みすぎだい (美杉台地区行政センター内)	美杉台	毎週(月)～(水)、金 8:30～17:00	TEL 070-7792-2426 FAX 050-3156-2236 station-misugidai@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション みなみこま (南高麗福祉センター内)	南高麗	毎週(火)～(金) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2431 FAX 050-3156-2236 station-minamikoma@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション あがの (吾野地区行政センター内)	吾野	毎週(月)～(水)、(金) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2433 FAX 050-3156-2236 station-agano@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション ひがしあがの (東吾野地区行政センター内)	東吾野	毎週(火)～(木) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2436 FAX 050-3156-2236 station-higasiaganoi@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション はらいちば (原市場福祉センター内)	原市場	毎週(火)～(木) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2440 FAX 050-3156-2236 station-haraichiba@hannosyakyō.or.jp
ふくしの森ステーション なぐり (保健センター名栗分室内)	名栗	毎週(月)～(金) 8:30～17:00	TEL 070-7792-2446 FAX 050-3156-2236 station-naguri@hannosyakyō.or.jp

※各ふくしの森ステーションのコミュニティソーシャルワーカーが電話を取れないときは、地域福祉推進係本部(TEL070-7792-2450/FAX050-3156-2236)へ転送されます。

◆地域の居場所づくりの取組

地域にお住まいの様々な方々が集い、お友達をつくったり地域の人達と交流したりできる地域の居場所です。また、閉じこもりの予防や見守りを地域住民の皆さんが協力して行う地域福祉活動です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時的に自粛している活動もあります。参加をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください(令和2年6月時点)。

圏域	種別	活動名	対象者	参加費	日時	会場
飯能中央	サロン	本郷せせらぎサロン	近隣在住者	100円	年5回程度 10:00~12:00	本郷自治会館
	子ども食堂	ふれあい交流室なぐりえん カレー食堂	どなたでも	100円	毎月第4(土) 11:30~15:00	総合相談センター名栗園
第二区	サロン	永田台ふれあいサロン	主に永田台団地にお住まいの高齢者	お問い合わせください。	毎月第2(日)、第4(月) 14:00~16:00	永田台自治会館
富士見	サロン	ふれあいきいきサロン ふじみ会	高齢者	100円	毎月第4(土) 13:30~15:30	富士見地区行政センター
精明	サロン	東新向ふれあい会	主に東新向自治会員の方	100円	毎月第3(木) 10:00~12:00	新田団地集会所
		なでしこサロン	主に平松団地にお住まいの方		毎週(水) 10:00~12:00	平松団地自治会館
	食事会	ふれあい精明	精明地区にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方	200円	毎月第4(金) 12:00~13:00	精明地区行政センター
双柳	サロン	さんる~む	高齢者	原則 100円	毎月第2(火) 10:00~12:00	浅間自治会館
		あさま子育て広場	0~3歳の子どもとその保護者	お問い合わせください。	毎月第3(水) 10:00~12:00	
		サロン「憩」	どなたでも	100円	毎週(火) 13:00~15:00	双柳地区行政センター
	食事会	笑顔のカレー食堂	双柳・浅間・新光にお住まいの概ね70歳以上の方	200円	毎月第4(水) 12:00~13:00	双柳地区行政センター

※問い合わせ:飯能市社会福祉協議会(総合福祉センター内)TEL070-7792-2450

圏域	種別	活動名	対象者	参加費	日時	会場
加治東	サロン	うちのえんがわ 神社	どなたでも	100 円	毎月第4(水) 10:00~12:00 8月・12月は 10:00~15:30	岩沢白髪 白山神社
		健康サロン			毎月第2(火) 10:00~12:00	加治東地区 行政センター
		うちのえんがわ 阿須			原則毎月最終(日) 10:00~15:00	阿須 自治会館
		うちのえんがわ・むーま (むーまサロン)	高齢者	無料	毎月第1・3火曜日 10:00~12:00	岩沢白髪 白山神社
	子ども 食堂	加治東コミュニティサロンふ れあい交差点えがお	高齢者	大人 200 円 小中学生 50 円 幼児無料	毎月第3(土) 12:00~14:00	加治東地区 行政センター
加治	サロン	ふれあいサロン川寺	高齢者	100 円	毎月第3(水)曜日 9:30~11:30	川寺 自治会館
		ふれあいサロン笠縫		200 円	毎月第1(水) 9:30~11:30	笠縫 自治会館

※問い合わせ: ふくしの森ステーションかじ(加治東地区行政センター内) TEL070-7792-2423

美杉台	サロン	ふれあいサロン前ヶ貫	高齢者	100 円	毎月第2(月) 9:30~11:30	前ヶ貫 自治会館
		コンフォール 21 つどい場	コンフォール21 在住者	100 円	毎週(水) 13:30~16:00	コンフォール 21 第2集会所
		ひばりの会	美杉台 4,5,6,7 丁目 コンフォール21在住高齢者		毎月第 1・3(火) 13:30~15:30	コンフォール21 第1集会所
		ふくしの森サロン やまびこ	美杉台 3 丁目 在住者、高齢者	200 円	毎月第3(火) 10:00~12:00	美杉台 ふれあい館
		親子サロン うさぎ組	おもに、茜台地区 在住の~乳幼児と 保護者	お問い合わせ ください。	原則毎週(月)・(木)・(金) 10:00~12:00 13:30~15:30 毎週(土) 10:00~12:00 ※お休みの期間あり	ボランティア 個人宅
		健康ステーション	高齢者	100 円 別途年会費 1,000 円	原則毎月 2・4(月) 11:00~13:00	カフェ 風の道
				原則毎月 1・3(水) 10:00~12:00	ふれあい館	
				原則毎月 2・3(金) 14:00~16:00	ひだまり館	

※問い合わせ: ふくしの森ステーションみすぎだい(美杉台地区行政センター内) TEL070-7792-2426

圏域	種別	活動名	対象者	参加費	日時	会場
南高麗	サロン	サロン時計台	高齢者や 子育て中の親子	100円	毎月第4(金) 10:00~12:00	南高麗 福祉センター
		岩淵ふれ愛広場	どなたでも		毎月第4(金) 10:00~12:00	岩淵団地 集会所
	食事会	会食わかば	70歳以上でひとり暮らしの方	200円	奇数月第2(金) 11:30~13:30	南高麗 福祉センター

※問い合わせ：ふくしの森ステーションみなみこま(南高麗福祉センター内)TEL070-7792-2431

吾野	サロン	ママたちのほっとする居場所	乳幼児と保護者	100円	毎月第3(火) 10:00~12:00	吾野保育所
		にしかわの茶の間	どなたでも		原則毎月第3(水) 10:00~12:00 8月・1月は休み	坂石町分 自治会館
		吾野の茶の間			原則毎月第2(月) ※祝日の場合は第3(月) 9:30~11:30 8月は休み	吾野地区 行政センター
		きたがわの茶の間			毎月第3(金) 9:30~11:30	旧北川 小学校
		みなみかわの茶の間			毎月第3(木) ※イベント月は変更あり 9:30~11:30	旧南川 小学校
		岡房和母サロン			毎月第2(火) 9:30~11:30 3月は休み	岡房 自治会館

※問い合わせ：ふくしの森ステーションあがの(吾野地区行政センター内)TEL070-7792-2433

東吾野	サロン	白子地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方	お問い合わせ ください。	年4回	上白子自治会館 下白子自治会館
		平戸地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方		年4回	上平戸自治会館 下平戸自治会館
		虎秀地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方		年2回	福德寺
		井上地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方		年4回	下平自治会館 興徳寺 たいら栗園
		長沢地区 ふれあいサロン	地域にお住まいの方		年16回	地区内の 自治会館 など

※問い合わせ：ふくしの森ステーションひがしがの(東吾野地区行政センター内)TEL070-7792-2436

圏域	種別	活動名	対象者	参加費	日時	会場	
原市場	サロン	みっくすじゅーす	子育て中の方	100円	毎週(火) 10:00~12:00	原市場 福祉センター	
		体操サロン	どなたでも	200円	毎週(水) 15:30~16:30 毎週(木) 13:30~14:30		
		水曜サロン		100円	毎週(水) 10:00~14:00		
		ちよつとずつの会		100円	毎月2回(火) 13:30~16:00		
		あみものサロン		無料	毎月第2(金) 10:00~12:00		
		本読みサロン			毎月第1・3(火) 10:00~12:00		
		上赤工業笑会		100円	毎月第1・3(金)		上赤工 自治会館
		やまびこ会		200円	毎月1回(土) 19:00~21:00		原市場地区 行政センター
		中郷健康サロン		お問い合わせ ください。	不定期		中藤中郷 自治会館
		東赤沢サロン		地域にお住まい の方	お問い合わせ ください。		年7回
	サロン赤沢	赤沢会館					
学習支援	未来ステーション (寺子屋)	中学生	無料	年7回	原市場 福祉センター		

※問い合わせ：ふくしの森ステーションはらいちば(原市場福祉センター内)TE070-7792-2440

名栗	サロン	サロンあすなる	どなたでも	100円	毎月第2(木) 13:30~15:00	あすなる会館
		中央サロン			毎月第3(水) 13:30~15:00	保健センター 名栗分室
		湯ノ沢サロン			毎月第2(水) 13:30~15:30	湯の沢 自治会館
		もりがわらお茶飲み会			毎月第1(木) 13:30~15:00	上名栗9区 自治会館
	食事会	ふれあい昼食会	70歳以上で、日 中おひとりの方、 80歳以上の方	200円	年6回(各地区2回) 11:00~13:30	保健センター 名栗分室等
茶の間	なぐりの茶の間	どなたでも	無料	毎週(火) 10:00~16:00	保健センター 名栗分室	

※問い合わせ：ふくしの森ステーションなぐり(保健センター名栗分室内) TEL070-7792-2446

2. 生活の支援

◆低所得世帯生計援助資金

民生委員・児童委員と協力して運営している飯能市社協の資金貸付制度で、わずかな出費により生活をおびやかされる低所得世帯の自立更生を図るために利用していただくものです。

＜対 象＞ 次の条件をすべて満たし、居所と生計を一つにする世帯

- ①市内在住(住民票がある)世帯
- ②わずかな生活費の出費によりその生活をおびやかされる世帯
- ③生活保護を受けていない世帯
- ④他からの融資を受けられない世帯
- ⑤市内に在住する確実な連帯保証人が得られる世帯
- ⑥世帯の更生へ向けて居住地区の民生委員の協力を取り付けられる世帯
- ⑦債務整理中でない世帯
- ⑧原則過去に本資金を利用したことがない世帯

＜貸付限度額＞ 一世帯につき50,000円以内

＜貸付利子＞ 無利子

＜貸付の期間＞ 6か月以内

＜連帯保証人＞ 市内在住の方(本資金の貸付を受けている方は連帯保証人にはなれません。)

※その他各種条件の下、申請・審査等が必要となります。

◆生活福祉資金

民生委員・児童委員の援助や指導を伴いながら、低所得世帯等の方々が安定した生活が営めるようにすることを目的とした資金貸付制度で、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会より受託している事業です。

飯能市社協が相談窓口となります。

＜対 象＞ 県内在住の ①他からの借入が困難な所得の少ない世帯(世帯総収入に制限があります。)

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯

③日常生活上療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者がいる世帯(世帯総収入に制限があります。)

◇特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した市内在住(住民票がある)世帯へ生活資金の貸付を行っています(令和2年6月現在)。

※その他、埼玉県社会福祉協議会の定める条件の下、申請・審査等が必要です。

◆歳末たすけあい義援金配分

歳末たすけあい募金を財源に、新たな年を迎える時期に経済的に支援を必要とする世帯や親御さんを亡くされた児童を対象に義援金をお届けします。

- ＜対 象＞ 飯能市に在住(住民登録をしている)する、当該年度市区町村民税非課税世帯及び交通事故等で親を亡くした18歳以下の方
- ＜金 額＞ 予算の範囲内で決定します。
- ＜申 請＞ 広報はんのうと同時配布される申請書に所定の事項を記入し飯能市社協へ提出してください。
※申請の受付は9月頃を予定しています。
- ＜配 分＞ 配分決定された世帯等に対して12月中に民生委員・児童委員を通じて義援金をお届けします。

◆市民よろず相談

弁護士や司法書士、人権擁護委員等の相談員が、生活上の悩み事や問題の解決に向けた助言・指導を行います。

- ＜内 容＞ 法律相談、行政相談、人権相談、建築相談、不動産相談
※弁護士、司法書士＝先着6人。その他＝先着4人。
- ＜日 時＞ 原則、毎月第3(水) 午前10時～午後3時
※開催日を変更する場合がありますので「広報はんのう」をご確認ください。
- ＜受 付＞ 当日午前8時30分～午後2時 先着順
※午前8時30分から整理券を配布しています。
※事前の予約は行っていません。
※業者の斡旋は出来ません。
- ＜会 場＞ 総合福祉センター 3階 大会議室
- ＜費 用＞ 無料

◆火災見舞い

飯能市に住所を有する方が、火災によって現に居住する住家半焼以上の被害を受けた場合に、見舞金をお渡しします。

◆福祉サービス利用援助事業～あんしんサポートねっと～

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

＜対 象＞ 飯能市内にお住まいの判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害などのある方

＜内 容＞ 生活支援員が支援計画に基づき次の援助を行います。

福祉サービス利用援助 福祉サービス利用の手続きについてお手伝いをします。	日常生活上の手続き援助 日常生活に必要な事務手続きについてお手伝いをします。	日常的金銭管理 日常生活に必要な金銭の出し入れについてお手伝いをします。	書類等預かりサービス 大切な書類などをお預かりします。
--	--	--	---------------------------------------

※日常的金銭管理に使用する通帳をお預かりすることができます。

※お預かりした書類等は、金融機関の貸金庫で保管します。

※お預かりするものが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。

＜料 金＞ ご相談や支援計画の作成は無料です。ただし、契約後の「生活支援員」によるお手伝いには料金がかかります(詳しくは飯能市社協へご相談ください)。 ※生活保護世帯は無料です。

◆法人後見事業

飯能市社協が法人として認知症高齢者や知的障害者・精神障害のある方など意思決定が困難な方の成年後見人等となり、ご本人の意思を尊重しながらその人の権利を法律的に保護し、その人らしい生活を支えていく事業です。

飯能市社協が成年後見人等に就任すると、親族または弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、ご本人の財産管理の適切な支援、契約の締結、不利益な契約の取り消し等ができるようになります。

＜対 象＞ 市内に住所を有し在住しており、他に適切な後見人候補者が得られない方で、飯能市社協が必要と認めた方

＜特 徴＞ 「市民後見人養成講座」の修了生で熱意のある市民を後見支援員として配置し、後見事務を担います。なお、後見支援員とは雇用契約を結んでおり、守秘義務などを遵守します。

また、法人の複数の職員が、成年後見制度に基づいた後見事務を行いますので、個人が就任するよりも長期的に支援を行うことができます。

＜費 用＞ おおむね1年ごとに家庭裁判所へ後見事務の報告と報酬付与の申立てを行います。そして、家庭裁判所の審判にもとづいて、ご本人の預貯金から後見等報酬を頂きます。

◆成年後見支援センター

制度への疑問、質問、不安に思っていることなど、成年後見制度に関わるご相談を受け付けます。

相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

3. ボランティアの支援

◆飯能市ボランティアセンター

ボランティアセンターって？

ボランティアセンターは、ボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、さまざまなボランティア活動が円滑に推進されるように支援を行っています。

また、ボランティアを始めたい方に対して情報提供や活動開始に向けた支援を行っています。

ボランティア活動に興味がある方、ボランティアの力を必要としている方、ぜひボランティアセンターへお声がけください。

飯能市ボランティアセンターはどこにあるの？

ボランティア活動支援を行う機能の一つとして、飯能市社協本部事務局がある飯能市総合福祉センターの中にあります。

ボランティアを始めるには

「ボランティア活動に興味がある！」、「どんな活動があるのか知りたい！」、「こんなことならできる！」など何かしたいと思ったらお気軽にご相談ください。

ボランティアコーディネーターが情報提供や活動先の紹介など、あなたの「したい」を形にするお手伝いをします。

いきなり活動を始めるともいいですが、見学や体験などを通じて、本当に自分がやりたい活動なのか、自分に合った活動なのかを考えてみることもいいでしょう。

活動が決まったらボランティア活動保険に加入して、安心してボランティア活動を行ってください。飯能市ボランティアセンター（飯能市総合福祉センター内）で相談・登録受付中です。

飯能市ボランティアセンター

飯能市大字双柳371番地13

（飯能市総合福祉センター内）

電話番号 973-0022

FAX 番号 973-8941

メール hanno-v.c@hannosyakyo.or.jp

◆飯能市のボランティア活動

グループで賑やかに活動したり・・・

個人で得意分野・興味のある分野に特化して活動したり・・・

ボランティアは意外と気軽にはじめることができます！

◆グループでの活動◆

ボランティアグループの一員となって活動を始めることができます。また、新たなグループ登録も随時受け付けています。グループ活動の内容や参加にご興味をお持ちの方は飯能市ボランティアセンターまでお問い合わせください。

<p>高齢者を対象とした活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踊りの披露 ・歌の披露 ・楽器演奏 ・傾聴活動 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>障害者を対象とした活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者支援(点字・朗読) ・聴覚障害者支援(手話) <p style="text-align: right;">など</p>
<p>青少年・児童・幼児を対象とした活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保育 ・読み聞かせ ・遊びの提供 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>国際交流関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国の方を対象とした日本語教室 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>その他、文化、多分野で活動</p> <p>森林整備、まちづくり、ヨガ、市内のイベントでの踊り、歌等の披露</p> <p style="text-align: right;">など</p>	

上記以外にもさまざまな内容で活動をしているグループがあります。

※ふれあいいいききサロンについては6～9ページをご覧ください。

◆個人での活動◆

個人で活動できるボランティアには次のようなものがあります。

- ・イラストボランティア・・・飯能市社協の広報物などにイラストを描いています。
- ・音楽演奏ボランティア・・・高齢者施設や病院などで楽器の演奏や歌を歌います。
- ・施設支援ボランティア・・・高齢者施設、障害者施設などの外出支援やイベントのお手伝い、お話相手をします。
- ・災害発生時の被災地支援・・・実際に現地に赴くなどして必要な支援を行います。
- ・保育園ボランティア・・・子どもたちと関わったり、除草のお手伝いなどをします。
- ・古切手整理ボランティア・・・市内の皆さんからお寄せいただいた使用済み切手を整理します。

この他にも得意なことや興味のあることを活かして活動されている方がたくさんいます。

《活動をはじめのきっかけにしよう》

各種講座やボランティア体験を開催しています。目的により内容や対象が異なります。

名 称	内 容	対 象	開催時期
彩の国ボランティア体験プログラム	ボランティア活動をするきっかけを提供するため、市内での体験メニューを用意し、実施します。	小学生～大人の方	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏休みの実施は延期します。 新たな開催時期は、未定です。
各種ボランティア養成講座	飯能市社協に寄せられる情報をもとに、ニーズにあったボランティア養成講座を開催します。		

※例年実施していますが、共学支援ボランティア講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になりました。ご了承ください。

※ 各講座などの詳細は、日時・内容などが決定次第、飯能市社協ホームページ、広報紙「社協だより」等に掲載しますのでご覧ください。

4. 子育ての支援

◆一時保育サービス

お子さんを一時お預かりして子育て中の方に“ほっ”とできる時間を提供します。心身をリフレッシュしていただくことで、より良い子育て環境づくりのお手伝いをします。一時保育ボランティア「ほっと♡ほっと」のご協力を得て実施しています。

<対 象> 1歳以上の未就園児

<会 場> 総合福祉センター 1階 プレイルーム

<実施日> 原則、毎月第2・3(金) 午前10時～正午

<費 用> 1人につき200円

<申込み> 実施日の第3金曜日の正午までに申込書を飯能市社協に提出してください。

申込書は総合福祉センター・美杉台児童館・保健センターに用意しています。

※保育中は必ず連絡をとれるようにしてください。

※当日体調の悪いお子さんはお預かりできません。

◆ひとり親家庭日帰り旅行

赤い羽根共同募金の配分金を活用し、ひとり親の世帯に楽しい思い出づくりをしてもらうために日帰り旅行を実施しています。

<対 象> 市内在住で、世帯主がひとり親の世帯及びそれに準ずる世帯。但し、子どもは年度末において18歳以下の方。

<行き先> 関東近郊のテーマパーク

<申込等> 飯能市社協の広報紙「社協だより」やホームページの記事をご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施時期は未定です(令和2年6月現在)。

5. 障害者・高齢者の支援

◆福祉移送サービス

疾病や障害などにより外出困難な方が積極的に地域に出かけて行き、豊かな在宅生活を送ることができるように移送サービスカーの貸し出しを行っています。

また運転者を確保することが出来ない方には、運転者の派遣も行っています。

＜対 象＞市内に住所を有し、在住している方で、次のいずれかに該当する方

- ①疾病や障害などにより、移動する際に車椅子又はストレッチャーを使用する必要があり、公共交通機関の利用が困難な方
- ②寝たきり又はそれに準じた状態にある方

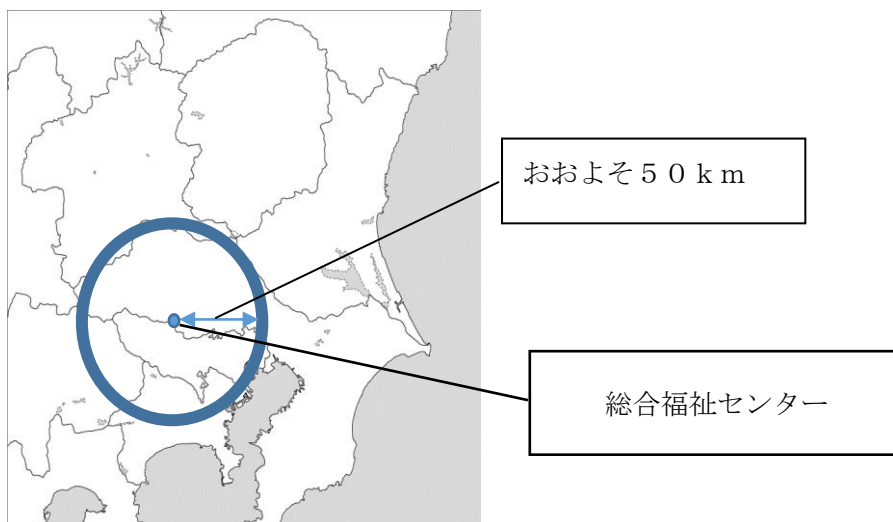


＜費 用＞実費のみ自己負担

※「実費」とは、有料道路料金・有料駐車場料金などを言います。

＜利 用＞事前の登録申請及び利用申請が必要です。訪問・審査がありますので、登録には時間がかかります。余裕を持って登録申請してください。
(利用申請は、利用希望日の1か月～7日前に受け付けます。)

- ＜その他＞
- ・運転者派遣を希望する場合は、必ず介助者が必要です。
 - ・運転者は車の運転及び機械の操作以外の作業は出来ません。車いす等への移乗、玄関から車までの移動、目的地内の付き添い等が必要な場合は、ホームヘルパー等の介助者をご用意下さい。
 - ・派遣可能距離は、概ね総合福祉センターから半径50km圏内(8:30～17:15の間に日帰りができる距離)となります。
 - ・日をまたいで運転者を派遣することはできません(車は最大3日間)。
 - ・運転者派遣を利用できるのは原則月4回までとなります。



◆ふれあい昼食会サービス

食を通じて、参加する方がふれあい・交流を図ることで“ひとりぼっち”をつくらないことを目的にした会食会です。ボランティア団体等の協力を得て実施しています。

会食会名	対象者	参加費	日時	会場
お楽しみ 昼食会	市内在住の70歳以上でひとり暮らしの方 ※障害のある方は60歳以上	200円	毎月第1(水) 11:30~13:00	総合福祉センター
ふれあい交流会 なぐりえん カレー食堂	近隣にお住まいの方	100円	毎月第4(土) 11:30~15:00	総合相談センター名栗園 1階「ふれあい交流会なぐりえん」
ふれあい精明	精明地区にお住いの70歳以上で日中おひとりで過ごしている方	200円	毎月第4(金) 12:00~13:00	精明地区行政センター
笑顔の カレー食堂	双柳・浅間・新光にお住まいの概ね70歳以上の方	200円	毎月第4(水) 12:00~13:00	双柳地区行政センター

◆ヘアカットサービス

疾病や障害などにより外出が困難な方に対して、理容師・美容師がご自宅まで出張してヘアカットを実施しています。「飯能日高理容組合」・「飯能日高美容組合」のご協力を得て実施しています。

＜対 象＞市内在住の方で、疾病や障害等のため外出が困難な方。

＜回 数＞年間最大4回まで ※申請時期によって利用回数が異なります。

＜利 用＞事前の登録が必要となります。登録申請書を飯能市社協に提出して下さい。

＜料 金＞

	カット・ブロー	シャンプー	パーマ	シェービング
美容	2,000円	1,000円	3,000円~ 4,000円	
理容	2,000円	各協力店 による		1,500円

※利用の際は、直接ヘアカットサービス協力店に申し込み、サービス利用後に料金とともに飯能市社協が発行する利用券を理容師・美容師にお渡しください。(登録完了後、ヘアカットサービス協力店をご案内します。)

※出張手数料(2,000円)を飯能市社協が負担します。

6. 補助金

◆地域福祉活動等推進事業補助金

市民による地域福祉の向上を目的とした活動を奨励するため、地域福祉活動等推進事業を行う団体に対し、事業にかかる費用の一部として補助金を交付します。

＜補助対象事業＞(1)子育て支援事業

(2)障害者の自立支援、社会参加につながる事業

(3)高齢者の社会参加、閉じこもり防止につながる事業

(4)地域福祉に関する学習、研修会などの事業

(5)ボランティア活動

＜補助額＞事業費総額の2分の1以下、上限10万円

※(5)については、団体の年間活動費総額の2分の1以下、上限5万円

※他にも事業実施期間や補助要件等についても定めがあります。詳しくはお問合せください。

◆サロン活動を始めたい方へ

サロンの立ち上げや運営についての相談等のほか、以下のような支援を行っています。お住まいの地区担当コミュニティソーシャルワーカーと一緒に考えます。まずはご相談ください。

立ち上げのために・・・

○相談、助言、情報提供

どんなご相談でも受けさせていただきます。また既存のサロングループ等の情報をお伝えします。

サロン運営のために・・・

○サロングループとして登録が認められた団体に対して、支援を行っています。

○事業補助金について交付申請が可能となります。

【補助金交付基準額】

1開催の平均参加者人数	1開催あたりの活動費
3人以下	500円
4人以上10人以下	1,000円
11人以上20人以下	2,000円
21人以上30人以下	3,000円
31人以上	4,000円

○サロン活動中の事故に備えた保険の加入(保険料は飯能市社協で負担します)

○サロン同士の交流の機会の設定

○広報の支援、情報の提供等

7. 募金

各種募金への協力方法は様々ですが、大きく分けて次のようなものがあります。

- ・ 募金箱や口座へ寄付する

募金箱へ寄付していただくほか、共同募金会宛てに直接振り込みをすることができます。

- ・ 街頭募金に参加する

市内各所で行う街頭募金のボランティアとして参加することができます。

- ・ 募金箱の設置に協力する

市内の学校・事業所・医院・イベント等に募金箱を設置することで協力することができます。

◆ 埼玉県共同募金会飯能市支会の役割

埼玉県共同募金会飯能市支会は、互いに助け合いの心を持って生活できるよう住民自ら参加する募金活動を推進しています。また、飯能市社協は、いただいた募金の配分をうけて、地域福祉推進のために有効に活用しています。

◆ 赤い羽根共同募金

「赤い羽根」をシンボルとして、福祉施設の充実や地域福祉の推進のために実施する募金活動です。

赤い羽根共同募金は、あらかじめその用途を決めて募金目標額を定める計画募金です。

＜時 期＞ 10月1日～3月31日

＜使 途＞ ①目標額の約50%が県内の民間福祉施設等へ配分されます。

②募金額から①を差し引いた額が、飯能市社協の地域福祉事業費として配分され、ひとり親家庭日帰り旅行の実施、サロン活動団体への助成、社協ガイド・社協だよりの発行、小中学校・高校を対象とした福祉教育の財源などに活用いたします。

＜種 類＞ 戸別募金：自治会を通して、各世帯にご協力いただく募金

街頭募金：駅前などの街頭でご協力いただく募金

職域募金：事業所従業員からご協力いただく募金

学校募金：児童、生徒からご協力いただく募金

個人大口募金：有志者からご協力いただく募金

法人募金：事業所からご協力いただく募金

◆歳末たすけあい募金

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方たちが地域で安心して暮らすことができるように実施する募金活動です。

＜時 期＞ 12月1日～12月31日

＜使 途＞ 市内の経済的に支援を必要とする世帯等への義援金配分

※歳末たすけあい募金は全額が本市の地域福祉のために配分されます。

◆災害義援金

埼玉県共同募金会飯能市支会では災害発生時に、被災地がある都道府県共同募金会からの要請を受け、被災者支援のための義援金を受け付けています。

お寄せいただいた義援金は、被災地で組織される義援金配分委員会を通じて、災害被災者の方々にお見舞金として配布されます。

◆飯能市社会福祉協議会への寄付

「何かをしたいけれど忙しくてできない」「体力的に心配で活動できない」などの理由で地域福祉活動やボランティア活動に直接参加できなくても、寄付を行うという形で間接的に活動に参加することができます。

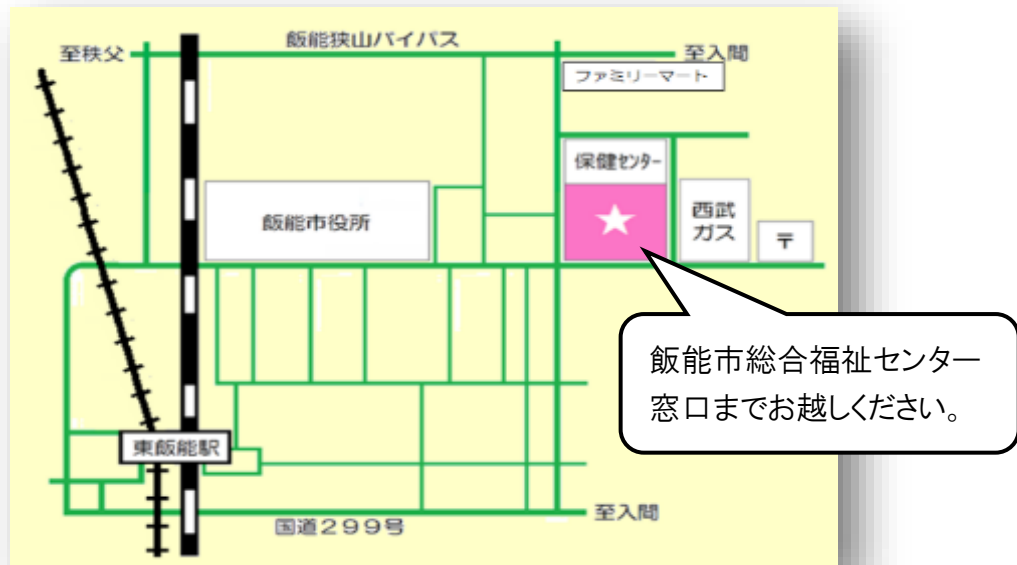
○一般寄付

飯能市社協の運営及び、法人スローガンの一部である“たすけあうまちを市民と創る”活動の財源として活用させていただき、広い意味で地域福祉の発展にご協力いただける寄付です。

○地域福祉基金への寄付

飯能市社協が保有する地域福祉基金へ積み立て、そこから生じた運用益を、在宅福祉サービスやふくしの森ステーションなどの事業の実施財源として活用させていただき、具体的な使途の見える寄付です。

飯能市社協本部事務所地図



会費・有料広告のお知らせ

飯能市社協の会員になっていただくための会費です。いただいた会費は、市内の地域福祉推進に活用します。また、会費を納めていただくことで、地域福祉活動やボランティア活動に直接参加することができなくても資金面で参加することができます。

多くの皆様のご協力をお願いいたします。

会員の種類	会費金額	内 容
一般会員	1世帯 200円	自治会加入世帯の方が会員となっています。 自治会の協力のもと納入していただいています。
特別会員	1口 1,000円	《随時募集中》個人・法人の有志の会員です。それぞれ希望の口数で会費をいただいています。
団体会員	1口 15,000円	《随時募集中》団体を対象とした会員です。それぞれ希望の口数で会費をいただいています。

有料広告

年3回発行している広報紙「社協だより」及び社協ホームページに広告を掲載することができます。広告費は一般寄付として地域福祉の発展に活用されます。

＜規 格＞ 社協だより 縦 40 mm×横 60 mmサイズ、4色刷り、3枠まで
ホームページ 縦 60ピクセル×横 120ピクセル、GIF(アニメ不可、透過 GIF 不可)・JPEG・PNG、4KB 以内

＜広告掲載料＞ 社協だより 特別・団体会員…1枠当たり1発行 8,000円
特別・団体会員以外…1枠当たり1発行 10,000円
ホームページ 特別・団体会員…1枠当たり1発行 12,000円
特別・団体会員以外…1枠当たり1発行 15,000円